

明代江南田主小考

西山武一

一

中國で（もとより今次の中共の土地解放以前についてである。）華北の畑作地帯には自作農かより多く、華南の水稲地帯には小作農かより多く分布していたことは一般に承認されている。中國全體の耕地面積のうち、小作地面積がどれくらいを占めるかにについては正確な調査はないが、（自作別農家戸数の分布については澤山ある。）大橋育英氏がロッシング・バンクの「中國土地利用」の統計篇を加工して推計されたところでは、中國の全耕地面積について言えは小作地はその二九%を占めており、そのうち、華北小麦地帯では小作地の比率が一三%にすぎない時に、華南水稲地帯ではそれは四〇%に及んでいる。（『農業綜合研究』第三卷第三號、大橋育英「中國土地利用における二類型」）

華北には自作農が多く、華南には小作農が多いという此の形勢は、必ずしも近時のみの形勢ではなく、宋代以後華南の水田が中國經濟の中心的部分として、登場して以來の歴史的な現象である

明代江南田主小考

ようである。元史卷十八成宗紀に「奏者曰く、陛下今年田稅の十分の三を減せしむ。しかれども江南は江北と異り、貧者は富人の田を佃し、毎年私租を納む。今減稅は田主に及ぶのみにして、佃民の輸租は變らず。願くは田主をして此の減稅額だけその私租を減せしめよ、と。」これを見れば、華北の自作農民に對し、華南は田主―佃民の二層分化が對照的であつたことは、元代既に然りしことが明らかである。

二

中世（宋代）以後において、華南水田地帯に田主―佃民の二層分化が打ち出され、その時華北畑作地帯には自作農民が支配的であつたとすれば、中古、漢から唐に至る間、中國の中心經濟かまた華北にあつた間には、この形勢はどうであつたらうか。

『漢書食貨志』に「民に田の賣買を許し、富者は千百を連ね、貧者は立錫の地なし。……豪民の田を耕して十の五を稅せらるる者あり。」と言ひ、また「漢氏は田租を輕減して、（收穫の）三十分

の一を税と言えども、豪民は侵襲して分田(貧者が富人の田を耕してその收穫を共分するなり)、劫假(劫は掠めるなり。假もまた貧人が富人の田を賃借するなり)し、實際は(收穫の)十分の五を税として取れり。」と言つてゐる。

かくの如く、豪富の家の土地兼併は、中古の始め、漢代既に之をみる事が出来る。しかるに、中世以後は、華南の田主——佃農制に對比して、華北は常に著しく自耕制を以つて特徴づけられているのである。否、中古においても漢の限田制、後魏の均田制、唐の口分田制等、いずれも強く自耕農民の扶植を念としており、税制においても唐の租庸調という如く、人頭税の性格が強く、民間における擔税力の差等を公認しそれに立脚するものでなかつたことは通説として承認されている。

そこでは、國家に直結する自營農家(業主)という形が理想型であり、豪族の兼併といふことは國家の強く排斥するところであつた。たゞ秦漢を翻期として、私有財産を確認し、その賣買を公許したとき、高利貸資本の手中に農地が集中し、高率の田税、または債務奴隷が生ずることは、避け得ない害惡として生じたにすぎない。

六朝の豪族は、漢の豪族に比して、自ら大規模經營の經營主であつた點が異なる。秦漢の當時、諸侯、國家の華北平原開墾政策によつて扶植された自營農家が、その經濟的基礎の薄弱に憫んで豪家に隸附するといふ形に堕したのに對して、六朝は強力な豪農經營によつて華北の耐旱農業の技術體系を確立するといふ任務を擔當したのである。その準備のあとに唐の口分田農民、より高め

られた自營農の設定が可能であつた。

三

中古と中世の土地集中の性格の差異については、明末、顧炎武の『日知錄』にも言及している。「漢のときにも豪民の田を耕して十の五を税せらるゝもの有り。唐のときにも、京畿の田一畝につき、官税は五升なるに、私家の收租は一石に至るものあり。……しかれども之を豪民と言ひ、兼併の徒と稱したり。宋以後に至つて即ち公然と田主と號す。」

顧炎武は、聖王政治の理想から、この田主公認の措置を許すべからざる不見識と考へたのであるが、これは實は中古から中世への轉移、或は華北畑作段階から、華南水田段階への轉移のもたらした必然の所産であらう。新田開發を契機として、王權と業主權との間に、田主權という新しい機能と位置とが新しく擡頭し介入するに至り、王朝もまたこれを公認するはかなかつたのである。^(註)

王權は王土の實力劃定によつて税を徵收した。漢の高利貸の豪族は「經濟的強制」(エンゲルス「家族私有財産及び國家の起源」文庫版、二一九頁)によつて高利地代を擔取した。六朝の豪族は奴婢勞働の使役の上に立つて自ら經營に當つた。華南水田地帯に宋以後生じた田主の性格はこれと異なる。

田主權は農田の造成に參與したことから發生し、その維持改修の機能の擔當に裏づけられている。そこから佃租(小作料)取得の權利即ち田主權が生じる。この權利は上級權力、王權から分與

されたものでなく、また王權によつて否認され得るものでもなく、かれ自身の經濟的機能によつて自己の場を築いたものであり、同一の農田面上に官税の徴收權、王權と並び存することを主張するのである。

王頤農書の「農器圖譜」園田の項に「江淮の間、地多くは數澤にして耕種を妨く。その有力の家、地形を度視して土を築き堤を作り、内に頃畝千百を容れて稼地となす。後、諸將の屯戍するや、分土起土、また此の制に倣う。ゆゑに官民屬を異にす。」こゝに官税と並んで、「王土」の上に、私租か請求される根據があつた。

エジプト的な氾濫灌漑水の管理が、農民に排他的に君臨するエジプト的王權の基礎であつたとするならば、華南水田の灌漑機能の擔當が、中世以後華南に田主權を成立せしめたのである。その權利は、中國中古以來の王權とも、豪族權とも、また西洋的領主權とも異なつた基礎に立つてゐる。

(計) 田主の稱呼は宋代以後に始めて頻出し、唐以前には見えない。業主、業人の稱呼も宋代以後に多く、自耕農と田主とに適用されている。唐以前においては、擔税主體は戸主と稱されるが、この戸主は宋以後の業主の概念と同じであらう。

四

明の洪武年間、全國の耕地八億五千萬畝にしてその税糧は二、九〇〇萬石であつたとき、蘇州府の耕地は九六〇萬畝、即ち全國耕地の一分強にすぎなかつたのに、その税糧は二八〇萬石、即ち一〇%を負擔しており、更にこの蘇州府に常州、松江二府と浙江

布政司を加えた一藩三府の負擔した税糧の合計は、七二〇萬石に達し、即ち天下の税糧の二五%を占めていた。(顧炎武、『日知錄』蘇松田賦之重)

これは國家財政が、江南に依頼すること甚だ重かつたために、特に江南に苛重な賦課がなされてゐたことにも依るが、基本的には矢張り江南水田の特にすぐれた生産力に基因してあり、そして此の高い生産力は、最初の造田施設と共に、年々の維持改修の非常な努力に支えられてゐるのである。「吳下の田は圩岸をもつて存亡となす。」(明、呂光洵「修水利疏」)と言われる所以である。

たた此の水田管理機能は、元明と時代を下るにつれて、漸次粗雑化して來た傾向がある。既に元の任仁發の『水利集』にも「錢氏の國を有すること百餘年、その間、水災一二次のみ。亡宋南渡して百五十年、その間、水災一二次のみ。今は即ち一二年、或は三年、ごとに水災しきりに至る。その故は何ぞ。錢氏と南宋とは、全く蘇湖常秀數郡所產の米をもつて軍國の計を立つるが故に、心を盡して經理し、高田低田みな制水の法あり、錢糧を合用することの浩大を惜しまざりしなり。」と。

江南水田經營の眼目、圩岸の修築は、明代においては普通農官の督勵によつて田主が之に當り、佃農の勞力を使役するという形である。明の耿橘の『大興水利申』に「士夫の田は小民の田より多く、灌漑の利便を受くることも小民の田より多し。ゆゑに士夫は協力して地方の大利を舉ぐ。」と言ひ、また「常熟の閘岸の崩れ易きゆゑを父老に問うに、その理由五あり。一、小戸は工力を

費す暇なし。二、大戸の田は小戸の田と錯綜しているため、團岸一寸の弱所も百丈の禍根となるに拘らず、四顧して率先着手することをせず。三、小戸にして大戸の田を佃種する者は、佃戸は我が田に非ずと思ひ、業戸は租米を徴することに汲々として修築を怠る。四、業戸は工本を出すことを肯んずれども、佃戸は修築完了の曉に更佃(土地引上)をさるることを恐れて熱心せず。五、工費巨大にして官の補助を要するに、官は錢糧缺乏のゆえをもつて、責を民に轉嫁す。以上の事情なるにより、第一等の難修の團岸を除いて、その他の團岸は業戸に工本を出さしめ、佃戸に工力を出さしめ、官がその監督の任にあたるべし。もし郷戸にして自佃する者の工本は官より給すべし。」と。この工本(工事費用)というのは主として従事勞力に給與する食事費用である。そしてその目安として、宋の范仲淹の「荒年に民を公役に使うには一日米五升(今日本の約二升)を賑濟す。」の言を擧げている。

(註一)「明初正徳年間、上海縣においては、その東西兩郷の畝當收米量三石に達するものあり。中郷は地味惡くして畝當收米量一石五斗に滿たざるもあり。」(顧炎武、『天下郡國利病書』江南卷九)狩谷披齊によつて、明の一石を日本の五斗八升とすれば、この生産力は反當三石一斗乃至一石五斗五升にあたる。北宋の范仲淹の上疏に載せるところでは、蘇州の畝當產米量二石乃至三石」とあるが、その地積を获生狙來の「度量衡考」により、石斗を狩谷披齊の「度量衡考」によつて換算すれば、反當一石四斗乃至二石一斗の生産力となる。これはバツクの調査における江蘇南部の水田の現時の

玄米產量と殆んど一致する數字である。

(註二) 宋の呂惠卿は蘇州の一田主であつたが、その田主經濟について曰く、「われ一畝を一貫錢(千錢)にて入典し、一年に畝當四斗五斗を徴するも、減免の年も少からざるゆえ、平均の實徴は上田にて米三斗、その價百五十錢にすぎず。しかるに堤岸の修築の費用は畝當一年に二百錢を要す。」

五

王權の分割、委譲としてでなく、王權と共存するものとして田主權、佃租徴收權が生起したとき、この權利と機能とは民間の豪富によつて争つて掌握されたばかりでなく、國家自身もまた此れに乗り出すことを妨げない。そこで普天の王土の上に公田(官田)と民田の區別を生じるに至る。(民田の田主にはまた官人あり、私人あり。)

(註) 王土より生ずる税賦と、官田民田より生ずる官私の租とが重なり、その結果、官は官田からは税賦と官租を合せたものを徴收し、こゝに名稱の混亂を來す。宋代には官田賦、民田賦と稱し、官田賦には税賦のほか官租をこめ、民田賦は税賦のみを意味したが、金、元においては官が官田より徴するものは租(税賦と官租の合一)と言ひ、官が民田より徴するものは税と呼んで明らかに區別した。『金史食貨志』に言ふ、「官田に租と言ひ、私田に税と言ふ」と。

官田の起源は屯田、營田等において國家が自から水田造成機能を擔當したところから始つた。しかし後代においては、むしろ官

田の主要な來源は私田の沒收、または強制買収から來ている。^(註一)
『宋史食貨志』所載の陳堯道等の「限田議」に言う、「兩浙江東江西の官戶、民戶の限を越ゆるの田は、その三分の一を買い入れて公田に充つれば、これによつて一千萬畝の田を得べく、毎年六七百萬石の收入あるべし」と。

明代においても、明朝に反抗した強豪、または虐民の罪を得た豪農等の所有田は籍沒されて膨大な所謂沒官田の源泉となつた。これらの沒官田においては佃農の待遇は最も苛酷であつた。ここでは官は營農者的機能を擔當することなく、而も從前の私租と同額の錢糧は嚴重に徵收されたからである。その事情を『群國利病書』卷二十二に載する巡撫周忱書は、「小民の土豪に租を納むるには朝暮に往返するのみ。租を變じて官糧となさるれば、倉送納運の費えあり、風波盜賊のための損耗あり」と言つて官田の租の實質負擔は私田より重いことを述べている。

他面、王朝の後期においては官吏の腐敗のために、これらの官田はひそかに賣却されて民田となり、而も官田租は打ち切られずに、そのまゝ、舊官田時代の佃民についてまわり、ひきつづきその負擔となつた。^(註二)

孫曉村は『現代中國の土地問題』で、「十八世紀初頭、(清初)、中國に七億畝の耕地あり、そのうち、官莊と官有地は二七％、屯田は九％、廟田等は一四％、族田と私田とは五〇％なり」と推定しているが、明代においても民田は漸く天下の農地の半分であつたようである。(天野元之助、『支那農業經濟論』第一章)

(註一) 宋に先だつ五代の時に、官は江南の農民に耕牛を貸與

し、その牛租として收穫物を徵收し、その後耕牛が死んだ後も此の牛租は繼續された。これは水田造成とは別であるが、また、田租の一つの初發形態として注目されよう。

また顧氏『日知錄』には言う、「官田の農具、車牛は、始めみな官より給し、毎歲その税を輸す。久しき間に區分不明瞭となり、この税部分を田に派するに至る。」

(註二) 明の中葉、江西省漂水縣令王弼の『永豐謠』に言う。永豐圩田は官田一畝に八斗の糧。

大水に斗門はこわれ、稻苗は水に浸る。

村吏が之を訴願すれば、縣官は怒つてたゞ納租を迫る。

官田、有らば、尙可なり。

官田は既に富家に賣られたるに、官田租のみは貧しき官戸から離れない。

そこで小牛を賣り、兒孩を賣る。

願いは他なし、膝下に兒ありて、

明年もまた官田に種蒔く時のめぐり來んこと。

六

孟南の「中國土地改革問題」(一九四八年、香港)に言う、「この頃兩廣人の間に説をなす者あり、即ち、『中國の土地分配事情は南北同じでない。北方は土地集中が顯著で、萬千畝を擁する地主も奇とするに足りない。ところが南方は土地分配比較的均等にして、中農多く、地主少く、大地主に至つては稀である。又廟田等の性質は、私田として分割の對象として妥當かどうか疑わし

い。又北方に比し二五減租を経ているから、佃農の負擔はそれだけ減じて居て、佃農の土地に對する欲求も北方とは熱烈ではない。』というのであるが、此れは陳腐の説である。民國以來、殊に近二十年以來、就中抗戰期間中に、南方においても大土地所有が進展して萬千畝の地主もまた見られることは、四川、湖南の調査の示す如くである。また二五減租を言うならば、これに土地清丈を併せ行つたことによつて地積が増量され、省の田賦も地主の佃租も、二五減租によつて却つてその額を増加するに至つて居る。」と。

いずれにしても、この論議は、少くも従前、民國以前においては、華南における田主——佃農の二層分化は、その程度が北方より遙かに大なりしに拘らず、土地所有の集中、巨大地主の發生という點では、却つて華北より弱かつたと認めてゐる。

思うに、宋以後の田主の規模と勢力とは、秦漢の豪族が王朝といえともその鼻息をうかがわねはならなかつたのに比すれば、それ程の強大さに達せず、より多く分散的であつたように思われる。宋、元においては、民間田主の園田經營は概ね千頃單位であつたと言われ、その氣魄の甚だ壯であつたのに比べると、明以後においては、田主の規模も小さく分散し、その生産的機能も退化したようである。

華南田主の規模が此のように比較的小粒であつたことは、一つには田主が水田に關連しての生産的機能を擔當せねばならぬという技術的な制限を蒙つていた事情によるべく、他方、この田主の生産的機能は明以後退化して、著しく寄生的性格に轉じ(その

ことはまた華南水田の生産力を麻痺させる結果と、佃民をより多く自營農的性格に近づける結果とをもたらすものであつた)、その結果は大土地所有の形成も不可能ではなくなつたが、そのような大集積は王權によつて常に監視、制壓されたことに依るものであらう。そして官が最大の田主という形勢を、招致して民國革命に至つた。^(註)

(註) 民國初年、官產整理の經過を経て、これらの官田は大小の舊官人に私され、軍閥形成の一つの基礎をなした。

七

今日における華南の小作料の形態は、前掲大橋氏の計算によれば、穀租(定額現物納)六五%、錢租二〇%、分租一四%となつてゐる。然し宋代に溯るに従い分租(刈分小作)の性格は一層強かつたようである。これは田主が水田施設の機能を擔當するのみでなく、佃民に種子食糧を前貸しし、かくて佃民が自營農の性格を樹立するに至つていなかつた事情から生じた小作關係の特質であらう。^(註)

(註) 「江南の佃民は多く己れの產なく、みな富家の田土に佃種し、子粒を分收してもつて歲計にあつ。」(元典章卷十九、種佃——平瀨已之吉氏「官人支配と國家的土地所有」引用による。)

「漢のとき豪民の田を耕すものは十の五を税せらる。唐のとき京畿の田一畝の官税五升にして私家の租は畝一石に至る。前者は今の分租にして、後者は今の包租なり。」(顧炎武「日

知録)

明代においては既に五・五分割の「分租」の形と並んで、定額一石という「包租」の形も有力なように見えるけれども、元代に溯れば分租、子粒分収が普遍的であつた事情を知ることが出来る。

八

佃農の負擔するものは國家に對する税と田主に對する租である。「吳中の民の有田者は十の一にすぎずして、人の佃作を爲すものは十の九を占む。その一畝の收穫は三石に至らず、少きは一石有餘のみ。私租の重きは一石二斗に至り、少きも八、九斗。佃農は糞墾工作に力をつくして一畝の費を一緡にも至るに、收穫の日手許に残るは數斗にすぎず、今日租を納めれば明日貸を乞う者さへあり。故に私租を禁限し上田八斗を過ぐるを得ざらしめん。」(顧氏『日知錄』)

明洪熙元年、周幹の「蘇常嘉湖巡視報告」にも「吳江、崑山の民田は畝當の税は五升なるに、小民は富室の田畝を佃種するゆえに畝當私租一石を出す。民田を官に没入した場合は八斗を課税し、公侯下賜田が官に返還されたる場合には、私租一石をそのまゝ官の税額となす。これでは私家は立つ瀬なく逃亡にも至るゆえ、没官田、公侯田いすれも、普通官田と同じく畝税六斗とされたし。」すなわち私田の租最高八斗、官田の租六斗が理想案として提唱されているが、實狀は私田においては一石の租が普通であり、官田の租は大むね七斗前後を普通とした。^(註一)

民田の田主に對する國家の田税徵收額は、明初は畝當五升という如く定められていたが、明末に至ると漸く加重されて畝當三斗を普通とするに至つた。

耿橋の大興水利の申に言ひ、「民間の田租は畝當最高一石二斗にすぎず、其の實收高は一石にすぎぬ。他方、糧(税)重きは畝當三斗二升到達し、實納高は四斗をこえる。之れ小作料收入に對する四割の課税であるゆえに水旱にあへは數萬の民が郷里を捨てて流散する。賦税減すべからずんば、たゞ水利を興して收穫を安定せしめるの外はなし。」と。

農田に對する重い税及び租の賦課は、小民(耕作農民)の經濟的地位を劣弱なものとしたので、水田管理の機能を官民の田主が放置する傾向にあつたとしても、さればと言つて、小民自身がその機能を代つて擔當するような能力を之に許さなかつた。明清における水田經濟の停頓と破壊が、その一般的結果として現われている。

(註一) 官田の租七斗というのは、民田の一石に比べると安いように見えるが、諸掛り運賃を加えると官佃戸の實負負擔はむしろ民田以上に重いのが事實であつた。

(註二) 民田(水田の場合)に對する官税は、宋元明を通して王朝の初期には常に畝當五升というのが通例であつた。

いま明代を中心に農田の種類によつて、その收穫物の分配の大略を示せば次の如くであらう。收量を何れも假りに畝當二石とする。

耕作者所得	田主所得	國家所得	計
小民自作	一七	三	二〇
田主自作	一〇	三	二〇
(勞賃)	七	三	二〇
民田小作	一〇	三	二〇
公侯田小作	一〇	三	二〇
官田小作	一〇	三	二〇
(中飽)	三		
(官租)	四		

九

明代において田主の寄生化の傾向が看取されるが、田主自身が雇農を用いて水田經營にあたると言うことももとより有り、この田主自營の人々が、その自營の經驗からすぐれた水田農書を著作している。その代表的なものは、明末の沈氏農書と、清初の楊園農書とであるが、楊園張履祥は沈氏農書を刊行するにあたり、自己の書を補農書と名づけて之に附載したのである。

張氏の居地、江蘇省太湖南岸の桐鄉は水田が少く且つ地味劣り上田でも畝當産米は三石、裏作の菜種一石、合計四石というのが精一杯の年生産力であり、平均すれば合計三石で有ろうという。かくして勞力と工費を要すること多き水田を少くして、養蠶乃至畑作に重點を注ぐべし、とすすめている。

張氏の農業はもとより郷紳の農業であり、地主手作りであるから、農業經營の第一要點として「良農を選ぶ」ということを挙げ雇農を心服せしめるために、給銀、工食に細心の注意を要求している。

農事の大綱として挙ぐるところは三。

第一。境界を正して隣田との争端を開かぬこと。可能な場合に

は交換分合すべきこと。

第二。一家で出来る溝渠の開浚はもとより自ら怠らないが、同時に郷黨隣里の共通の修治が必要な場合には、率先してその組織に加わるべきこと。

第三。圩岸を修築して水の潤洩を防ぐべきこと。

「田畑は上農夫で一人十畝(約日本の六段歩)の耕種を擔當するのが標準とされている。故に家族又は雇農を以つて自營出来る以外の田畑は、個人に耕種せしめて其の租米を收得する」とい。

佃戸は終歲苦勞して收穫の半を租米として納めるが、田主はその租米のうち三分の一を賦税として納めても、尙殘る三分の二は安座していて手取り出来るのは感謝すべきである。それなのに、下僕任せにして定租の外に尙脚米等々を佃戸に要求させるは道理に反する行いであらう。

田主たるものは深居して下僕任せにすべきでなく、自から田畑の實情を知悉し、佃戸を熟知して居なければ、田産の安全と良佃戸の確保は出来ない。」と。

一〇

沈氏の居地も豪戸は皆手作りの慣習であり、隣郷が概ね佃種せしめて租米を徴していたのと異つていた。だから、その記述の對象とするところも雇農を使つての地主手作り經營である。その雇農使役の心得としては次のような諸點が挙げられている。

(一) 往時は雇人は星を戴いて出入し主人を尊敬したが、今は酒食が好くなければ精出さないという風潮である。せめて作業は念

入りにやるよう監督を厳にせねばならぬ。耕起は一人一日一畝、除草は二畝が舊來からの標準の工程となつてゐる。

(二) 夏は炎天下に長時間労働させるのだから間食を給し、冬は嚴寒の下を空腹では働けないから早朝の粥を給し、また冬の雨天に河泥を浚える作業(蒲泥)には翌又早朝熱酒を與えなければならぬ。このように飲食に飽かしめておいて後、その工程を督促すれば威令が徹底する。『作男は可愛かつて使え、牛は叱叱して使え。』六月に作男を罵れば窮地に追いこまれる。』の古諺は主人の心得べきことである。

(三) しきたりとして雇人に對する給食は、朝粥二合、晝飯七合、點心粥三合、夜粥二合半、合計一日量一升五合。婦人はその半量でよく、猪犬の分は別にそれだけつけ加えねばならぬ。

(註) こゝに「飯」というのは蒸かしたものを言い、「粥」というのは軟か目に焚いたものを言う。日本のカヌは「稀飯」である。作男一日食量一升五合というのは、日本の耕目て言へば九合弱である。下婢には四合半である。

(四) しきたりは夏秋は三日に一度の肉食であるが、今日としては隔日の肉食が適當であらう。特に農繁の期間は連日肉食を供する。春冬は舊規では四日に一度の肉食であつたが、今日では三日に一度が好い。

肉食の日には肉なら八人につき一斤(日本の一六〇匁一斤と同じ)、豚腸又は魚なら五人につき一斤。肉無し日には豆腐一塊を與え、尙出来るだけ油を與えたが好いが、それには雇農をして瓜や菜種を作つて不足分を補わしたらい。

(四) 酒は農繁期には一人一杓、中等作業の時期には一人半杓、輕作業の日や雨天には酒なしである。この酒はなるだけ、自家で醸造した方が好い。

「その經營の收支を計算すれば、年工一人に要する經費は勞賃五兩、飯米五石五斗(その價五兩五錢)、副食費一兩、農具費三錢、酒代一兩二錢、合計十三兩。

一人の年工の擔當する畑四畝としてその收益四兩、水田八畝として地稅を納めた残りは上米(屑米などを除いた意)八石、その價八兩、このほか肥料代、日雇人夫勞賃があるが、之は裏作の菜種と稻麴の代金と相殺できる。

要するに「算盤をはじけば儲けはなくて損ばかり」であるが、近郷の如く小作に出して拱手して居れない以上、終日心身を勞して漸く此の家を保つてゆくのも又止むを得ないのである。」

(註) 米一石はこゝでは一兩に見積られてゐる。宋代には一石五百錢であつたのに比べると、五世紀の間に米價は二倍に騰貴してゐるわけである。

(研究員)